

就学援助 新入学用品費（入学準備金）の入学前支給について

町では、令和7年4月に小学校に入学予定の児童の保護者のうち、経済的な理由で就学が困難な（※下記支給対象に該当する人）に新入学用品費を入学前に支給します。

支給を希望する場合は、必要書類を添えて提出してください。

なお、新2年生以降の児童の保護者へは、毎年度学校より申請の案内がありますので確認してください。

支給の対象

- 1 本町に住民登録があり、新年度4月に小学校に入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助費受給資格に該当する保護者

認定要件

一般の要保護者・準要保護者

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた人。
生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給など

注意

- ①次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。
▶入学前に町外へ転出する場合
- ②今回の申請は、新入学用品費（入学準備金）の支給に限定していますので、入学後の就学援助費の申請については改めて手続きが必要となります。

申請手続き

就学時健康診断の際に申請書を配布しますので、申請書に記入の上、必要書類を添付して教育委員会事務局学務係（役場本庁舎1階）まで提出してください。

提出期限

12月6日(金)

☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

令和5年度

情報公開・個人情報保護実施状況

町では、公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益の保護に取り組んでいます。令和5年度における情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況は、次のとおりです。

情報公開条例に基づく 情報開示の実施状況

- ・委託業務に関する文書……………6件
- ・工事に関する文書……………4件
- ・その他の契約に関する文書……………4件
- ・復興への支援に関する文書……………4件
- ・学校教育に関する文書……………4件
- ・震災復興に関する文書……………3件
- ・町道に関する文書……………2件
- ・協議交渉に関する文書……………1件
- ・その他の文書……………7件

☎ 総務課 総務法令係 ☎46-1370

実施機関	全部開示	部分開示	文書を保有していない
町 長	12件	18件	10件
教 育 委 員 会	1件	3件	1件
議 会	0件	1件	0件
選 挙 管 理 委 員 会	0件	0件	0件

※個人情報などを除いて開示している場合は部分開示となります。

個人情報の保護に関する法律に基づく 個人情報の運用状況

個人情報の開示の実施状況

個人情報の開示請求、訂正請求および個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

国民年金だより

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に納められた保険料の全額です。（令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。）

日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に添付してください。

	対 象 者	送付方法	送 付 時 期
①	令和6年1月から9月までの間に国民年金保険料を納付した人	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵 送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月から12月までの間に国民年金保険料を納付した人	電子送付	令和7年1月下旬
		郵 送	令和7年2月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるのでおすすめです。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（希望の登録をすると郵送されなくなります）。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ先

「ねんきん加入者ダイヤル」電話番号0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話の場合は（東京）03-6630-2525

受付時間 ・月曜～金曜日 午前8時30分～午後7時
・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

☎ 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

納め忘れはありませんか？

11月と12月は、県内一斉「税の滞納整理強化月間」です！

皆さんが納めている税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、警察、消防など行政サービスに必要な私たちの暮らしを支える大切な財源です。

滞納している税金を放置することは、納期限内に納税した多くの人との間の税負担の公平を欠くことになってしまいます。このため、県と市町村は11月と12月の2カ月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、滞納者に対する徴収対策（文書催告や、勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差し押さえ、自動車のタイヤロック）を強化します。

税金は納期限までに、
必ず納めましょう。

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

税金を滞納していると…

納 期 限	税金を納付する期限です。 ※以降、延滞金がかかることがあります。
督 促 状	督促状発送から10日を経過した時に税金を完納していない場合、差押えの対象となります。
財産調査	滞納者の所有している財産を調査します。
滞納整理	預貯金、給与などを差し押さえ、未納の税金に充てられます。